

相続・事業承継にみる女性と財産

—高齢者の資産管理との関係から—

一般社団法人 現代生活学研究所 所長 上村 協子
千葉商科大学 商経学部 准教授 大風 薫

本報告は、一般財団法人ゆうちょ財団から家計研究助成を受け、同財団の「第5回 家計と貯蓄に関する調査」(2022年11月～2023年1月実施)の個別データの提供をうけて実施した研究成果である。

1. 研究の背景
2. 先行研究・本研究の目的・研究方法
 - 2.1 遺産相続モデル
 - 2.2 世代間資産移転調査
 - 2.3 女性と財産：ジェンダー視点での研究
 - 2.4 家族研究分野の先行研究
 - 2.5 生活設計とケイパビリティ・アプローチ
 - 2.6 本研究の目的.
 - 2.7 研究方法
3. ゆうちょ財団「家計と貯蓄に関する調査」の分析
 - 3.1 研究方法・分析データ・分析対象者の属性
 - 3.2 分析結果
4. ゆうちょ財団調査結果のまとめと結論・限界・今後の課題
 - 4.1 結果のまとめ
 - 4.2 ゆうちょ財団調査結論と限界・今後の課題
5. 明治安田総合研究所 『女性と相続 2015』再集計
 - 5.1 相続経験の有無が相続動機に及ぼす影響（保有金融資産1000万円以上）
 - 5.2 一次相続・二次相続にみる遺産の流れ（父先死亡を例に）
 - 5.3 相続の発生時期による変化
6. 女性農業者の相続・資産形成と家族経営協定
 - 6.1 家族経営協定に関するヒアリング調査
 - 6.2 女性農業者と家族経営協定
 - 6.3 家族経営協定の可能性
 - 6.4 相続と well-being：共同選択的共有資産意識
7. 今後の課題：試論 相続ケイパビリティ

キーワード

相続・事業承継 ジェンダー 家族経営協定 相続ケイパビリティ 女性と財産

1. 研究の背景

家産や家業の維持を主目的とする従来型の相続は減少しているといわれる。だが戦後、均分相続の民法となっても、日本では「長男だから」「長子だから」を理由とする家督相続的な慣習が、根強く継続されてきたことが従来の調査から明らかにされてきた。

ジェンダー平等が志向され、家族に遺さない方向など、財産に関する意識が変化しているといわれるが、相続税対策や家族での話し合いはどの程度されているのか、具体的には不明な点が多い。

高齢女性の増加などを背景に、配偶者と死別した高齢者への生活政策や制度へ配慮する動きもみられるが、その政策転換が実際の人びとの財産の所有権や相続行動にどのような影響を及ぼしているのかが明らかではなく、依然としてジェンダー不平等が存在していることに注目する必要がある。

超高齢社会の家族に何が起きているのか、経済学的な調査研究だけではなく、家族関係や法社会学、行動経済学、多様な領域から学際的にアプローチする相続研究の重要性が高まっている。

2. 先行研究

2.1 遺産相続モデル

北村(2018)「世代間資産移転と相続税」ではピケティの推計方法をもちいた世代間資産移転に関する研究を進め、日本全体では生前贈与を含め年間 80 兆円の世代間資産移転が行われていると推計している。だが、その内実はわかっていない。(北村 2018)

経済学分野における遺産相続モデルは、主として、王朝モデル、ライフサイクル・モデル、利他主義モデル、利己主義モデル(戦略的動機・暗黙的年金契約)といった合理的動機にもとづいて分類される。

一方で、上村(2019)が指摘するように、各家庭での相続場面では相続人の家族状況や経済状況、将来の生活設計の見通しなど、相続人が当事者として置かれている立場が異なるため、家計財産の名義や貢献に関する意識に齟齬を生じ遺産分割にあたって、家族内に争い(争族)が生じ合理的経済人モデルでは分析できないドラマが発生している。そこには、これまでの資産名義の議論や人生の収支決算時における財産配分基準に「誰がある財産の所有権を持つべきか」という議論・話し合いの不在、なかでもジェンダー視点での研究の蓄積の少なさの問題がある(上村 2019)。

2.2 世代間資産移転調査

上村(1990)は、合理的経済人モデルによる限界を念頭に置き、野口・鬼頭らと共に国内初の都市勤労者の相続実態を明らかにした経済学的なアプローチによる相続研究をおこなった。調査は 1988 年 10 月に、首都圏 40 km 市区町村に住む夫が昭和一桁生まれの 807 夫婦を対象に行われた。注目したのは「長男・同居子の相続」と「長男以外の同居子の相続」の比較である。分析の結果、長男が同居するケースでは、父死亡時に遺産の大半(主に不動産)は直接長男に移転するが、次三男との同居ケースでは、母を経由して次世代へ遺産が移転する割合が高くなり、母は存命中に遺産を消費してしまうことがあること、更に、このケースでは、同居しなかった長男などにも遺産が分割され、同居子の取り分が少なくなることを示した。

2.3 女性と財産：ジェンダー視点での研究

広渡・御船・上村(1997)は東京女性財団の女性と財産に関する研究として東京都内に居住する 45~65 歳の有配偶女性に対して郵送法で家計における「妻と夫の財産所有の構造」を明らかにする調査を行った。また東京女性財団(1998)では女性と財産の距離と家族共同

性について調査を実施した。

御船は「女性と財産」問題がなぜとりあげられなかったのか、「女性と財産」問題がなぜ取り上げられるようになったのかという視点から妻の財産に対する考え方の多様性、特に妻の資産形成についての夫の考え方を検討した。さらに、上村は、不動産と金融資産の名義と資産使用・運用などの実態と意識の乖離があり、相続においても個人の貢献評価と清算という形の整理されていないことを明らかにした。また広渡は、夫婦財産制の歴史的、比較法的考察をもとに考察し、夫婦財産についての共有制や持ち分の意識を基礎づける心理的条件に個人業績志向「自分が寄与した」という考え方と、身分効果志向「夫婦だから」という2つの考え方があることを指摘した。(p143)

さらに明治安田生活福祉研究所(現明治安田総合研究所)『女性と相続 2015』調査などで、上村は、女性名義財産に注目し、ジェンダー視点のアプローチで調査を実施し、世代間移転における家族の役割を軸に相続調査を実施してきた。一次相続と二次相続について検討した明治安田生活福祉研究所(2015)では、父先死亡の一次相続で最も多くの相続を受けるのは母親であること、娘は男きょうだいがいる場合に不利な相続をしやすいことが明らかにしている。

同じく相続内容について、鈴木(2007)は、母親からの金融資産相続は、女性相続人のほうが男性相続人より割合・金額とも上回ること、個人金融資産の保有額に対する親からの遺産の影響について、男性は父親の遺産額に、女性は母親の遺産額による正の影響を受けることを明らかにした。

2.4 家族研究分野の先行研究

相続については、家族研究分野における知見も豊富にある。Kim(2021)によれば、韓国では、きょうだい間の均分相続制度はあっても、実際の配分は遺書あるいは相続人間の話し合いで決定する割合が高い。また、同じく韓国では、長男の相続配分割合が最も大きく長女・次男、二女を上回り、親との対面頻度やケア役割は相続配分割合を高めるが、長子相続を根本的に転換するほどの効果はない(Kim& Lim-Soh 2023)。シンガポールでは、同居、コンタクト、物質的な支援といった身体的・情緒的サポートを提供してくれる子どもへの遺産動機が高く(Ho 2022)、中国では、子どもからの手段的支援は遺産動機を促し、経済的資産移転計画は利他的動機をもとに検討される(Jiang et al. 2015)。

家族研究における世代間関係や世帯内・家族内の意思決定研究の成果も、相続を検討する上で貴重な示唆を与えるものである。たとえば、連帯理論によれば、世代間の支援交換は、地理的な近接性や日常的な接触頻度によって促される(Bengtson & Roberts 1991; Rossi & Rossi 1990)。また親子間における経済移転の動機は、利他的動機(親子間の愛情)と互酬性にもとづく交換的動機がある(Remle 2012)。コンティンジェンシー理論では、世代間支援の授受は、それぞれに期待される役割に依存するのではなく、ニーズの強さと提供が可能な保有資源の有無や量によって異なる(Eggebeen 1992; Fingerman et al. 2009)。中年世代の未婚女性の資産額には、親からの相続が期待できることが正の影響を与えていた(大風 2017)。交換理論を援用した村上(2016)は、親からの相続が期待できる人ほど親に対する現在および将来の支援意向が強いことを明らかにした。家族内の意思決定における代表的な理論である資源理論では、夫婦の意思決定は、年齢、学齢、収入などの資源をより多くもつ方が意思決定をするという知見も得られている(Blood & Wolfe 1960)。

2.5 生活設計とケイパビリティ・アプローチ

金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(2023)における遺産についての考え方(二人以上の世帯)では「こどもに財産を残してやりたい 30.8%」、「自分たちの人生を楽しみたいので財産を使い切りたい(子どもはいる) 18.2%」、「自分たちの人生を楽しみたいので財産を使い切りたい(子どもはいない) 13.8%」と示されている。

日本の家庭経済学・生活経営学研究の柱である生活設計論では教育・住宅・老後を3大貯

蓄動機としていたが、グラットン・スコット (2016) は、「生産性資産」「活力資産」「変身資産」など無形資産は人生のあらゆる側面で大きな役割を果たし、選択肢をもっておくことの価値が増していることをライフシフトで指摘した。

A・セン (1989) は生活のとらえ方として所有する金銭や財ではなく、達成しうる「機能 (functioning)」「ある状態 (being)」「何かをすること (doing)」から「生活のよさ (well-being)」として、選択可能な「機能」の集合を潜在能力：ケイパビリティ (capability) と捉えた。石田は「生活経営学におけるケイパビリティ・アプローチ」として、単にモノやお金があるだけではなく、潜在能力が生かされるような制度やしきみ・環境に注目した。(石田 2008・2014)。上村 (2002) は、自分の意思を表明し選択・行動しその結果を自分自身でひきうける自己決定のためのアプローチとしてケイパビリティをとりあげ、社会参画のために生活設計指標と政策評価指標をつなぐことを提案した (上村、2002、246 - 247)。

(一社) 日本家政学会生活経営学部会は夏期セミナーのテーマ「生活経営学におけるケイパビリティ・アプローチ」を掲げてワークショップを行い、地域や社会課題解決のための実態と各要素を検討しケイパビリティ・アプローチが日本に定着することに貢献している。

天野・粕谷 (2008) はM、ヌスバウム (2005) の「ケイパビリティ・アプローチ」をもとに、夫婦であれ親子であれ、家族経営協定を結ぶ際にどの項目を選択するか、生活設計をたてる際に、有効なアプローチとしてケイパビリティを提示し、女性農業者が生活設計をたてる場合に考えておくべき「機能的ケイパビリティ」リストを用いて女性農業者の資産形成や経営移譲などの生活課題を検討した。

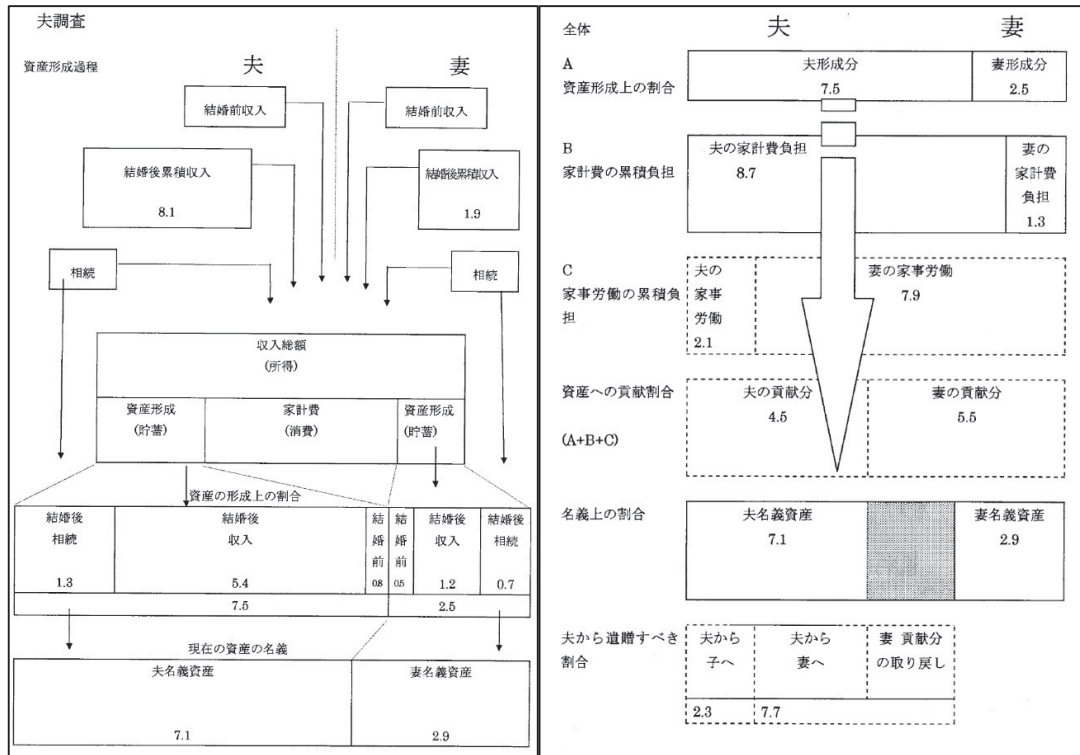
2. 6 本研究の目的

人生 100 年時代の高齢社会で日本の家族は多様な相続問題に直面している。寿命の延びに伴い世代内（夫婦）世代間（親・子・孫）の資産移転タイミングが後ろ倒しとなり、高齢期の資産管理としての第一次相続、第二次相続に関する遺言・終活・信託、エンディングノートなど、考える選択肢も増えた。

問題意識の所在

本研究では、「世代間」（親子）資産移転のみならず「世代内」（夫婦）資産移転」がどのようになされているのか。例えば「夫のものは妻のものとする意識」という暗黙の了解とされる事項があったような資産名義意識が、相続におけるジェンダーの差異につながっているかに注目する。

図 1 妻と夫の資産名義と「女性と財産」



東京女性財団 1998 『財産・共同性・ジェンダー —女性と財産に関する研究』

上村協子担当 第 2 部 「とき」と「土地」と「女性の財産」

妻と夫の資産形成過程（夫調査） p. 72

資産の貢献評価と資産の持ち分（夫調査） p. 76

第1に、相続経験が次世代（子どもや孫など）への相続意向の規定要因となるかをジェンダーの視点から検証する。

第2に、1次相続（親のうち片方の親の死亡時の資産移転）の段階で、2次相続における資産移転のながれを予測した動きがみられるかを分析する。

第3に、「家族経営協定」は、相続研究や相続学習、また相続支援としてどのような可能性をもつのか検討する。

2・7 研究方法

ゆうちょ財団が実施した「第5回 家計と貯蓄に関する調査」（2022年11月～2023年1月実施）のデータを用いて、ジェンダー視点を軸に、「相続実態」および「相続経験」と「相続意向」の関連、「相続意向」の規定要因について分析した。計量分析は大風薫が担当した。

補論1 明治安田総合研究所、『女性と相続 2015』（明治安田生活福祉研究所 2015）では相続経験者と未経験者の男女比較を行っている。生活福祉研究 通巻91号 February 2016 24に掲載された結果をもとに、「相続実態」および「相続経験」と「相続意向」の関連、「相続意向」の規定要因を再集計した結果を示した。

（明治安田総合研究所木村彩月 2024年6月30日生活経済学会テーマ別分科会報告資料）

補論2 女性農業者の資産形成や相続・事業承継に係る家族経営協定について、五條満芳（東京農業大学）岩崎由美子（福島大学）にヒアリング調査を行った。

3 ゆうちょ財団「家計と貯蓄に関する調査」の分析

3.1 研究方法・分析データ・分析対象者の属性

本分析には、一般財団法人ゆうちょ財団が実施した「第5回 家計と貯蓄に関する調査」(2022年11月～2023年1月実施)のデータを用いる。分析対象は男性世帯主883(平均年齢60歳)、女性615(内訳：男性世帯主の配偶者475<平均年齢55歳>、女性世帯主140<平均年齢58歳>)の計1,536サンプルである(表1、今後の分析におけるサンプル数は各変数の欠損値によって異なる。また、最後に示すロジスティクス分析の対象は男性世帯主および世帯主の配偶者である)。

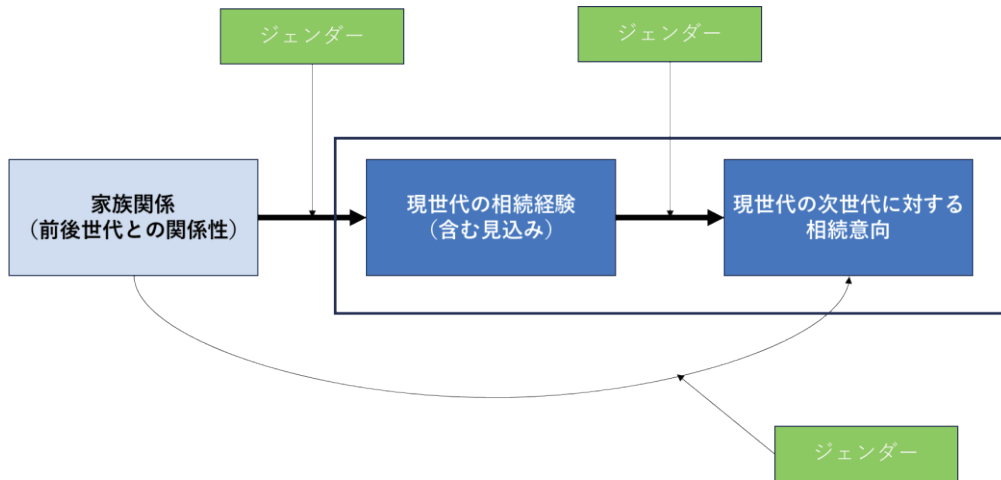
表 1 分析対象者の属性

		20・30代	40代	50代	60代	70代以上
男性世帯主(N=883)		11.7%	16.6%	18.7%	21.9%	31.1%
女性(N=615)	世帯主の妻(N=475)	19.2%	17.9%	24.0%	16.8%	22.1%
	女性世帯主(N=140)	10.0%	12.1%	28.6%	24.3%	25.0%

3.1.2 分析の枠組みと主要変数

図1に本研究の分析枠組みを示す。中心的に検討するのは、「現世代の相続経験(含む見込み)」と「現世代の次世代に対する相続意向」の関係である。また、独立変数として家族関係(前後世代との関係性)の上記2変数に対する影響関係も見ながら、ジェンダーによる関連の相違も明らかにしていく。

図 2 分析の枠組み



主要変数である「相続実態」「相続経験」「相続意向」について、具体的な設問と選択肢も示す。まず「相続実態」は、問39「あなたの世帯では、世帯主の親からの遺産相続を受けたことがありますか」である。選択肢は、「1 相続を受けたことがある」「2 相続を受けたことがない」である。次に相続経験は、問40「あなたの世帯では将来、世帯主の親、または配偶者の親から、不動産や金融資産などを遺産または生前贈与としてもらえると思

いますか。」を使用し、その選択肢は「1 もらえると思う(または、すでにもらっている)」「2 もらえると思わない(または、もらえなかった)」「3 わからない」である。

最後に相続意向は、問 38「あなたの世帯では、子どもに残す遺産(生前贈与を含む)に関してどのようにお考えですか。子どもがいらっしやらない場合は、いらっしやると仮定してお答えください。」であり、選択肢は「残したい」に関する 6 カテゴリー、「残すつもりはない・残せない」に関する 4 カテゴリーで構成される、以下の計 10 カテゴリーである。具体的には、「残したい」については、「1 遺産(生前贈与含む、以下省略)は、いかなる場合においても残したい」「2 子どもが世話、介護、経済的援助などをしてくれた場合に限って残したい」「3 子どもが事業を継いでくれた場合に限って残したい」「4 子どもがお金に困っている場合に限って残したい」「5 積極的に残すつもりはないが、余った場合には残したい」「6 その他の理由で残したい」の 6 カテゴリーで構成される。「残すつもりはない・残せない」に関するカテゴリーは、以下の 4 つである。「7 子ども働く意欲を弱めるから、残すつもりはない」「8 自分の財産は自分で使いたいから、残すつもりはない」「9 余裕がないから残せない」「10 その他の理由で残さない」。

「相続意向」については、各カテゴリーの度数分布を確認し、以下のような 5 カテゴリーに加工した変数を使用する。①いかなる場合も残したい(前述の「1 いかなる場合においても残したい」を使用)、②条件付きで残したい(前述の「2 子どもが世話、介護、経済的援助などをしてくれた場合に限って残したい」「3 子どもが事業を継いでくれた場合に限って残したい」「4 子どもがお金に困っている場合に限って残したい」を統合)、③余った場合に残したい(前述の「5 積極的に残すつもりはないが、余った場合には残したい」を使用)、④残すつもりはない(前述の「7 子ども働く意欲を弱めるから、残すつもりはない」「8 自分の財産は自分で使いたいから、残すつもりはない」)、⑤余裕がないから残せない(前述の「9 余裕がないから残せない」を使用)。

3.2 分析結果

結果は、1) 相続実態(世帯主親からの相続)、2) 相続経験(世帯主および世帯主配偶者の親からの相続<見込+実態>)、3) 相続意向(次世代への相続の考え方)、4) 相続経験と相続意向に関する分析を順に示す。

3.2.1 相続実態(世帯主の親からの相続)

1) 相続割合・相続年齢・相続価額

表 2 はジェンダー別の相続実態である。すでに相続を受けたことがある割合は、全体で 28.9%、男性 33.4%、女性 22.7%であり、男性は女性に比べて、有意に相続を受けている割合が高い($\chi^2=20.190(1), p<.000$)。

表 2 ジェンダー別の相続経験割合

	受けたことはない	受けたことがある
男性(N=881)	66.6%	33.4%
女性(N=629)	77.3%	22.7%
計(N=1510)	71.1%	28.9%

平均相続年齢は、男性 49.9 歳、女性 47.6 歳で差異はないが、平均相続価額については、男性 1832.4 万円、女性 1263.0 万円と男性が有意に多い($p<.010$)。

2) 相続内容と相続人

表3はジェンダー別に相続内容を示したものである。男女ともに居住用の不動産(一戸建て)の相続割合が最も高い。ジェンダー差異については、その他不動産のみ男性の割合が有意に高い($\chi^2=2.944(1), p<.010$)。

表3 ジェンダー別の相続内容

	居住用の不動産 (一戸建て)	その他の不動産	金融資産
男性(N=287)	55.1%	33.8%	44.9%
女性(N=137)	57.7%	25.5%	46.0%
計(N=424)	55.9%	31.1%	45.3%

相続人についての結果は表4である。一次相続は全体で20.2%であり、ジェンダー差はない。

表4 ジェンダー別の相続人

	親の配偶者とともに相続	きょうだいで相続	本人のみ相続
男性(N=287)	21.0%	54.9%	31.5%
女性(N=137)	18.7%	62.7%	24.6%
計(N=424)	20.2%	57.4%	29.3%

3.2.2 相続経験

1) 相続割合・相続内容・相続価額

本分析における相続経験とは、世帯主および世帯主配偶者の親からの相続(見込み+実態)を指す。まず、相続割合・相続内容・相続価額を見てみよう。表5はジェンダー別の相続経験割合である。「もらえる」と考える割合は全体で27.7%、もらえないは39.3%、わからないが33.1%となっており、ジェンダーの差異はない。

表5 ジェンダー別の相続経験

	もらえる	もらえない	わからない
男性(N=849)	28.4%	38.8%	32.9%
女性(N=603)	26.7%	40.0%	33.3%
計(N=1452)	27.7%	39.3%	33.1%

次に「もらえる」と回答した人において、何を相続できるかを分析した結果を示す(表6)。居住用の不動産の割合がもっとも高く、金融資産がそれに続く。「その他」の割合は小さいが、ジェンダー差があるのは「その他」のみで、女性が男性に比べて有意に高い($\chi^2=3.647(1), p<.010$)。同様に「もらえる」と回答した人について平均相続価額を見たところ、男性1730.8万円、女性1336.0万円であり、男性のほうが有意に多い傾向がある($p<.010$)。

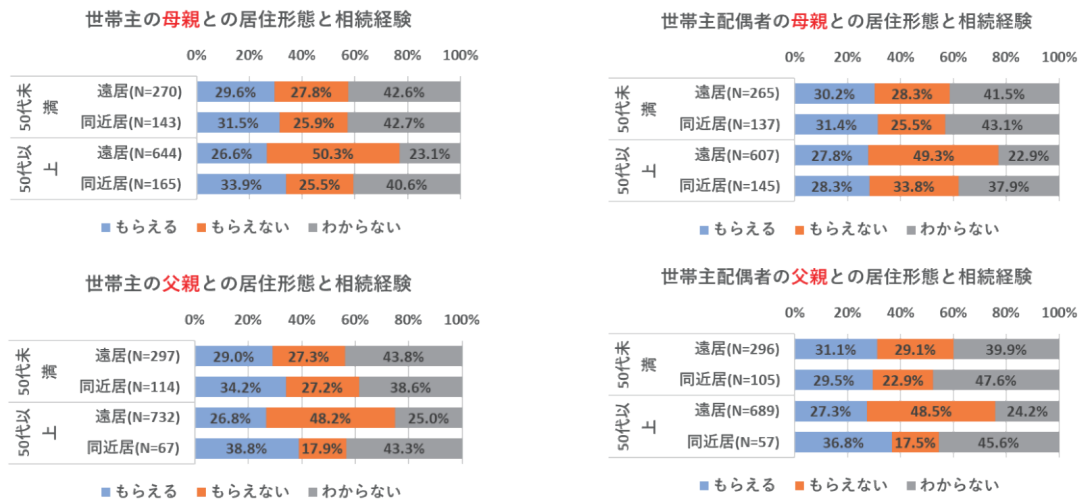
表 6 ジェンダー別の相続内容

	居住用の不動産	その他の不動産	金融資産	その他
男性(N=287)	54.8%	27.0%	50.6%	2.9%
女性(N=137)	50.6%	20.3%	50.6%	7.0%
計 (N=424)	53.1%	24.3%	50.6%	4.5%

2) 家族関係：親との居住形態と年代

世帯主および世帯主配偶者の父親・母親との居住形態別・年代別に相続経験を見る(表7)。まず年代に注目すると、50代以上で親と同近居している場合に「もらえる」と考える割合が高い(世帯主の母親： $\chi^2=35.504(2), p<.000$ ，世帯主の父親： $\chi^2=23.278(2), p<.000$ ，世帯主配偶者の母親： $\chi^2=16.308(2), p<.000$ ，世帯主配偶者の父親： $\chi^2=21.937(2), p<.000$ ，)。この傾向は、相対的に、世帯主の父親や世帯主配偶者の父親と同近居している場合に顕著である。

表 7 年代別の相続経験と親との居住形態



3) 家族関係：親との居住形態とジェンダー

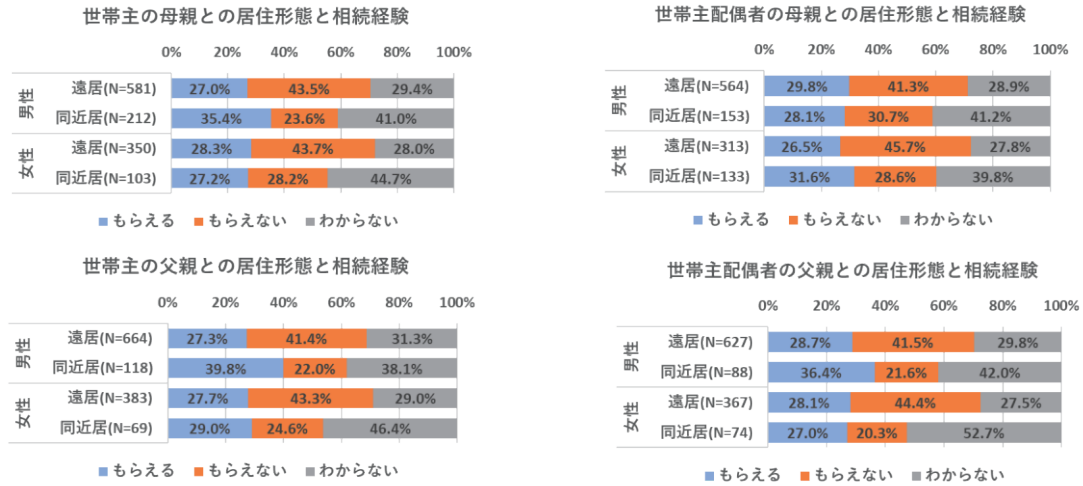
2) と同様の分析をジェンダー差異に注目して行ったのが、表 8 である。

男性では、自分の親と同近居していると「もらえる」と考える割合が高く、配偶者の親と同近居している場合は「わからない」とする割合が高い(自分の母親： $\chi^2=26.333(2), p<.000$ ，自分の父親： $\chi^2=16.646(2), p<.000$ ，配偶者の母親： $\chi^2=9.328(2), p<.001$ ，配偶者の父親： $\chi^2=13.017(2), p<.001$)。

一方女性では、自分の親や配偶者の親と同近居していても「わからない」と考える割合が高く(世帯主の母親： $\chi^2=11.778(2), p<.001$ ，世帯主の父親： $\chi^2=10.680(2), p<.001$ ，自分の母親： $\chi^2=11.911(2), p<.001$ ，自分の父親： $\chi^2=21.219(2), p<.000$)、相続経験にジェンダ

一差が生じている。

表 8 ジェンダー別の相続経験と親との居住形態

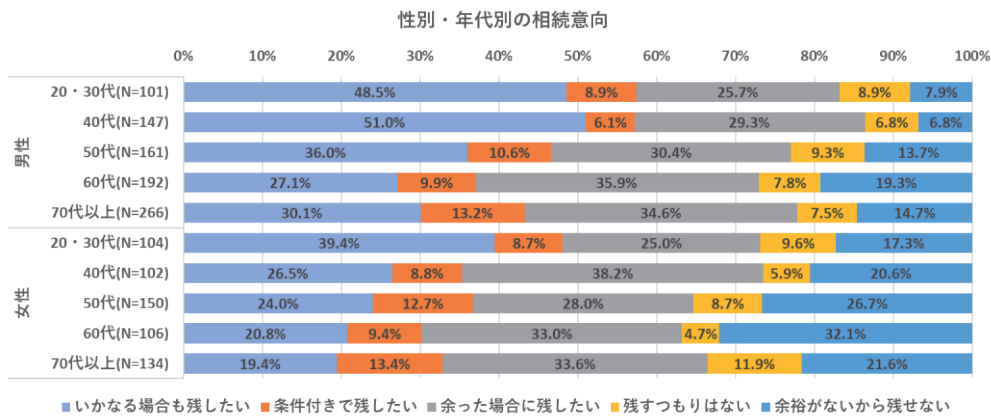


3.2.3 相続意向（次世代への相続の考え方）

1) ジェンダー別・年代別

表 9 はジェンダー別・年代別の相続意向を示したものである(全体 $X^2=52.600(16)$, $p<.000$; 男性 $X^2=41.442(16)$, $p<.000$; 女性 $X^2=27.786(16)$, $p<.005$)。ジェンダー別、年代別それぞれに差異がある。ジェンダー別では、女性は男性に比べて「いかなる場合も残したい」と考える割合が低く、「余裕がないから残せない」とする割合は高い。年代では、男女ともに加齢によって「いかなる場合も残したい」と考える割合が低下する傾向が見られ、男性は 50 代、女性は 40 代からの低下が顕著である。同じく年代においては、男女ともに加齢によって「余裕がないから残せない」と考える割合が上昇し、男性では 60 代、女性では 50 代・60 代が顕著になっている。

表 9 ジェンダー別・年代別の相続意向

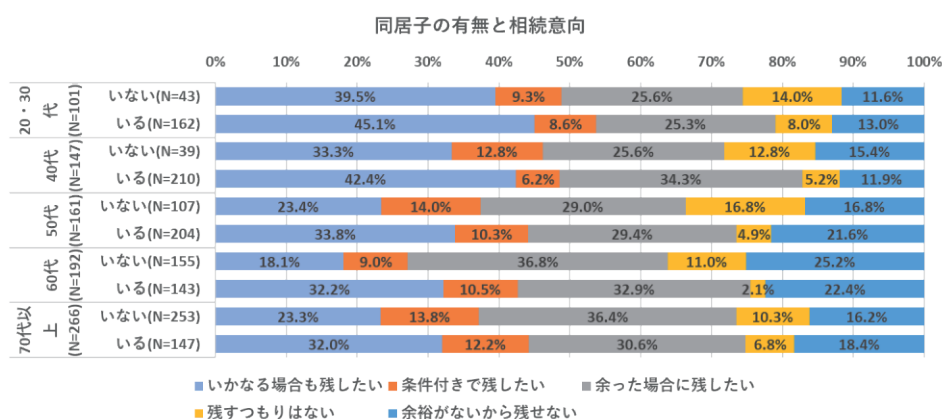


2) 年代別・同居子の有無別

表 10 は年代別・同居子の有無別の相続意向である。すべての年代において、同居子が

いる場合は「いかなる場合も残したい」意向が高く、同居子がない場合は「残すつもりはない」意向が高い(全体 $\chi^2=43.759(4)$, $p<.000$)。この傾向は50代・60代で顕著に見られる(50代 $\chi^2=15.257(4)$, $p<.001$, 60代 $\chi^2=15.406(4)$, $p<.001$)。

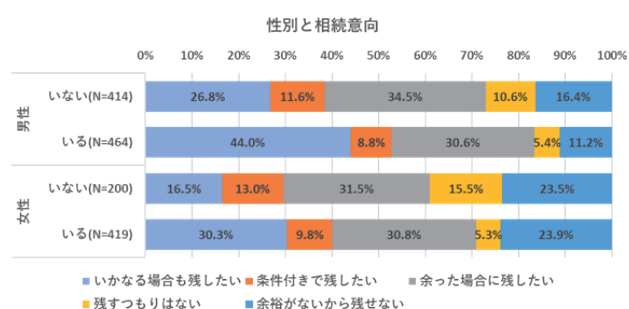
表 10 年代別・同居子の有無別の相続意向



3) ジェンダー別・同居子の有無別

ジェンダー別に同居子の有無と相続意向の関係を見ると(表 11)、男女ともに同居子がいる場合は「いかなる場合も残したい」意向が高く、同居子がない場合は「残すつもりはない」意向が高い(全体 $\chi^2=47.641(4)$, $p<.000$)。同居子がいる場合に「いかなる場合も残したい」意向は男性でより高く、同居子がない場合に「残すつもりはない」と考える割合は女性でより高い(男性 $\chi^2=32.635(4)$, $p<.000$; 女性 $\chi^2=27.921(4)$, $p<.000$)。

表 11 ジェンダー別・同居子の有無別の相続意向

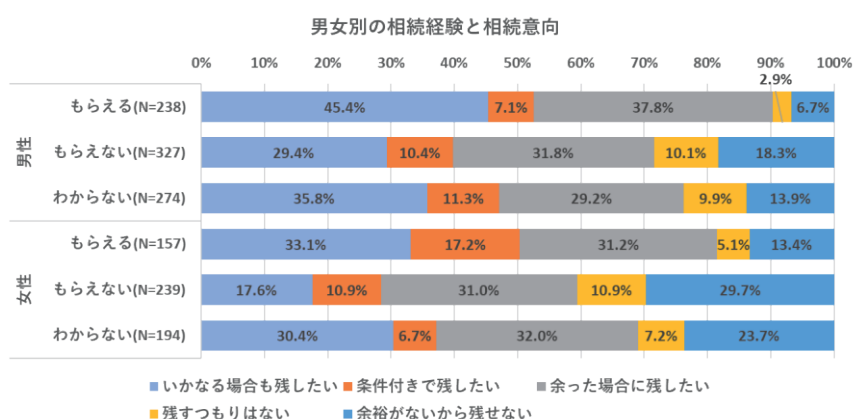


3.2.4 相続経験と相続意向

1) ジェンダー別

相続経験と相続意向の関係について、ジェンダー別に分析した結果が表 12 である。男女ともに「もらえる」場合は「いかなる場合も残したい」意向が高く、「もらえない」場合には「余裕がないから残せない意向」は高い(男性 $\chi^2=39.648(8)$, $p<.000$; 女性 $\chi^2=34.699(8)$, $p<.000$)。ジェンダー別では、女性は男性に比べて、「もらえる」場合であっても「いかなる場合も残したい」意向は低く、「条件付きで残したい」意向が高い。また、「もらえない」場合は「余裕がないから残せない」と考える割合が特に高くなっている。

表 12 ジェンダー別の相続経験と相続意向



3.2.5 相続意向の規定要因分析

これまでの分析結果を踏まえて、「いかなる場合も残したい」を従属変数とし、相続意向の規定要因を二項ロジスティック回帰分析によって検証する。独立変数は「相続経験」および「家族関係」とし、コントロール変数として「年齢」「学歴」「収入」「従業上の地位」「持家の有無」といった社会経済的状況を含める。表 13 は分析に使用する変数の記述統計である¹。

¹ 多変量解析にはすべての変数において欠損値のないケースのみを使用しているため、表 13 の度数と表 14 のサンプルサイズは異なる。

表 13 分析に使用する変数の記述統計

		男性					女性					
		度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差	
従属変数	いかなる場合も残したい	878	0	1	0.36	0.48	483	0	1	0.26	0.44	
独立変数	男性ダミー											
	相続経験	もらえる	849	0	1	0.28	0.45	475	0	1	0.28	0.45
		わからない	849	0	1	0.33	0.47	475	0	1	0.32	0.47
	年齢	50代以上	883	0	1	0.72	0.45	475	0	1	0.63	0.48
	学歴	短大専門卒	893	0	1	0.09	0.29	477	0	1	0.30	0.46
		大学大学院卒	893	0	1	0.44	0.50	477	0	1	0.19	0.39
	収入	世帯収入	755	0	6300	621.12	464.96	373	0	3000	648.64	389.77
	従業上の地位	非正規社員	897	0	1	0.11	0.32	497	0	1	0.09	0.29
		無職	897	0	1	0.32	0.47	497	0	1	0.28	0.45
		自営業	897	0	1	0.09	0.28	497	0	1	0.12	0.33
資産	持家あり	872	0	1	0.38	0.48	481	0	1	0.26	0.44	
家族関係	世帯主父親との同近居	806	0	1	0.15	0.36	465	0	1	0.15	0.36	
	同居子あり	897	0	1	0.53	0.50	497	0	1	0.64	0.48	

表 14 はロジスティック回帰分析の結果である。まず男性では、「もらえる」「同居子がいる」と「いかなる場合も残したい」と考えるが、50代以上では「いかなる場合も残したい」とは考えない傾向が見られる。一方女性では、「もらえる」「わからない」場合には「いかなる場合も残したい」と考え、「世帯主の父親と同近居している」場合も「いかなる場合も残したい」とする傾向がある。

表 14 二項ロジスティック回帰分析

		男性			女性		
		B	標準誤差	Exp (B)	B	標準誤差	Exp (B)
相続経験	もらえる	0.484	0.208	1.622 *	0.700	0.326	2.014 *
	わからない	0.053	0.210	1.054	0.568	0.323	1.765 †
	Ref:もらえない						
年齢	50代以上	-0.493	0.215	0.610 *	-0.177	0.325	0.838
学歴	短大専門卒	-0.221	0.317	0.802	-0.372	0.324	0.690
	大学大学院卒	-0.262	0.199	0.769	0.133	0.354	1.142
	Ref:中高校卒						
収入	世帯収入	0.000	0.000	1.000	0.000	0.000	1.000
従業上の地位	非正規社員	-0.188	0.314	0.829	0.016	0.487	1.016
	無職	-0.309	0.272	0.734	-0.319	0.441	0.727
	自営業	0.253	0.331	1.288	-0.635	0.464	0.530
	Ref:正規社員						
資産	持家あり	0.034	0.179	1.035	0.095	0.289	1.100
家族関係	世帯主父親との同近居	-0.202	0.236	0.817	0.677	0.330	1.968 *
	同居子あり	0.584	0.183	1.792 *	0.346	0.332	1.414
定数		-0.687	0.311	0.503 *	-1.660	0.512	0.190 **
サンプルサイズ		662			347		
-2 対数尤度		818.698			379.280		
Cox-Snell R2 乗		0.069			0.073		
Nagelkerke R2 乗		0.094			0.105		
							*** $p < .000$; ** $p < .001$; * $p < .05$; † $< .10$

4 ゆうちょ財団調査結果のまとめと結論・限界・今後の課題

4.1 ゆうちょ財団調査結果のまとめ

本分析によって得られた結果は以下の通りである。

4.1.1 相続実態

世帯主の親からの相続について、男性世帯主は女性に比べて、すでに相続を受けている割合、相続価額、(居住以外の)その他不動産を相続する割合が高い。

4.1.2 相続経験(世帯主の親あるいは世帯主配偶者の親からの今後の見込み+すでに受け取った)

①相続経験におけるジェンダー差はないが、相続金額は男性が女性を上回り、その他相続の割合は女性が男性を上回る。

②50歳以上で親と同近居している場合は「もらえる」と考える割合が高く、特に父親との同近居に顕著に表れている。

③男性世帯主では、世帯主の親と同近居していると「もらえる」と考える割合が高く、女性の場合は世帯主の親と同近居していても「わからない」と考える割合が高い。

④男性世帯主では、世帯主配偶者の父親と同近居していると「もらえる」と考える割合が高いが、女性では、実の母親と同近居していると「もらえる」と考える割合が高い。

4.1.3 相続意向

①男女ともに「残したい」と考える割合は高く、その傾向は男性でより顕著である。ただし、男性は50代、女性は40代で、「いかなる場合も残したい」という意向は低下する。

- ②男女ともに60歳以上になると、「余裕がなく残せない」と考える傾向が強い。
- ③50代・60代で同居子がいる場合は「いかなる場合も残したい」という意向が高い。
- ④男女ともに同居子がいる場合は「いかなる場合も残したい」と考えるが、この関係は男性により強く表れる。

4.1.4 相続経験と相続意向

- ①男女ともに、「もらえる」見込みがあると次世代へ残したいという意向が高まり、「もらえない」と考えている場合は、「余裕がないから残せない」と考える割合が高い。
- ②男性は次世代により積極的に残したいと考えるのに比べ、女性は条件付きで残したい意向が高い。
- ③ロジスティック回帰分析によって社会経済的状況などをコントロールしても、「もらえる」見込みは男女ともに次世代への相続意向を高める。男性では、同居子がいる場合も相続意向を高めるが、50代以上では意向が低下する一方で、女性は、世帯主の父親と同近居している場合に相続意向が高い。

4.2 ゆうちょ財団調査結論と限界・今後の課題

4.2.1 結論

分析の結果、相続経験と相続意向には関連があり、男女とも依然として、自らが得た財産を次世代へ継承したい意識はあると結論づけられる。ただし、多変量解析の結果を見ると、この関係の背景には、ジェンダーによる経済的役割や家族関係の捉え方における相違があることが示唆できる。

具体的には、男性は、フローのみならずストック、さらにはストックの世代間移転までを自らの経済的役割と考え、相続を家の継承という制度・理念ベースで捉えていると考えられる。これは、年齢や社会経済的地位をコントロールしてもなお、同居子、つまり家を継承する可能性のある次世代が身近にいる場合に相続意向が高まるという結果から読み取れる。しかし同時に、50歳以上になると相続意向が低下する結果は、自らの経済的役割の衰えという現実と理念との狭間で相続における葛藤を抱えていることを表しているのかもしれない。

一方、女性の多変量解析の結果からは、配偶者の父親との距離的な近さによって（恐らくそこには義父母のケア役割を伴うことにもなるが）前世代との関係性が近くなることで相続可能性に対する確信度合が高まり、その結果、引き受けた資産を次世代へ受け継ぐとする意向は高まる様子が見られる。ただし、男性のような同居子の効果が明確に見られないことから、家を維持するための相続意識は相対的に低く、相続によって得た不労所得を自分の代でなくしてしまうことへのためらいや、同居子以外の子どもも含めた均分相続意識があるものと考えられる。つまり、女性における相続意向に対しては、前後世代との家族関係を重視した現実的・経験的な判断が働いているものと推察できる。また、平均寿命の長い女性は、夫ルートと実家ルートの複数ルートからの相続が期待できることから、それらを上手く調整すれば、次世代への相続は可能という見込みをもっているのかもしれない。

一般的に、年金制度・介護の社会化が進む社会においては、前世代と現世代間の経済的・世話的扶養の緊張関係がかつてよりも弱まり、現状は穏やかな世代間関係が築かれてきた様子が推測できる。しかしながら、所得水準の低下や社会保障費用の増大化が加速する中で生じる制度改正によって、老後の家計はかつてほどゆとりを持てるものではなくなるとだろう。その結果、相続を含む世代間関係は今後、変更を余儀なくされる可能性が予想される。

4.2.2 限界・今後の課題

本分析の限界として、「相続経験」に関する問いに、「経験の有無と見込」「世帯主の親

と世帯主配偶者の親」が混在しているため、個人単位の相続実態を追跡することができない点あげられる。また、世代間関係が相続行動に影響を及ぼす可能性が大きいことから、家族構成においてきょうだい順位が不明であったり、世代間支援について、手段的・情緒的支援関係が不明（経済的支援の有無はあるが、世代間関係においてはむしろ手段的・情緒的支援のほうが頻度高く行われているのが実態）であったりすることはモデル構築における制約になる。

より詳細な相続関係を追跡するためには、個人単位での相続経験・相続見込み、家族構成や家族内の支援関係を把握可能な調査が必要と考える。このような調査をもとに、家族の多様化を視野に入れた相続研究やジェンダー比較研究が求められる。

5. 明治安田総合研究所 『女性と相続 2015』再集計 補論 1

(本節の図表は 2024 年 6 月 30 日生活経済学会テーマ別分科会
明治安田総合研究所木村彩月氏の報告資料から掲載した)

明治安田総合研究所、『女性と相続 2015』(明治安田生活福祉研究所 2015) では相続経験者と未経験者の男女比較を行っている。生活福祉研究 通巻 91 号 February 2016 24 参照
明治安田総研調査 (以下『女性と相続 2015』) では、男女、年齢、相続経験の有無で以下のようにサンプルを設定して調査を行っている点の特徴である。

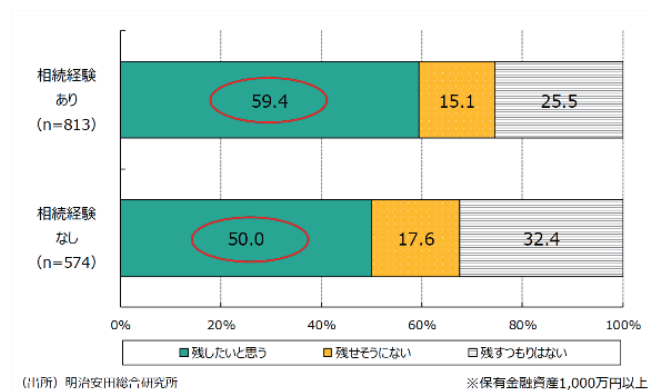
年齢	性別	相続経験あり	相続経験なし	計
40～44歳	男性	200	200	400
	女性	200	200	400
45～49歳	男性	200	200	400
	女性	200	200	400
50～54歳	男性	200	200	400
	女性	200	200	400
55～59歳	男性	200	200	400
	女性	200	200	400
60～64歳	男性	200	200	400
	女性	200	200	400
65～69歳	男性	200	200	400
	女性	200	200	400
計		2,400	2,400	4,800

「相続実態」および「相続経験」と「相続意向」の関連、「相続意向」の規定要因をもとに再集計した結果を示す。

5.1 相続経験の有無が相続動機に及ぼす影響 (保有金融資産 1000 万円以上)

保有資産が 1000 万円未満では、遺せそうにないを選択する割合が高い。そこでまず、保有金融資産 1,000 万円以上の回答者に限って、相続経験ありのグループと相続経験なしのグループの相続意向を比較した。相続経験ありのグループの方が遺産動機 (財産を残そうとする動機) が強く、ゆうちょ財団調査と同様に相続経験は相続動機に影響を及ぼす傾向が示された。

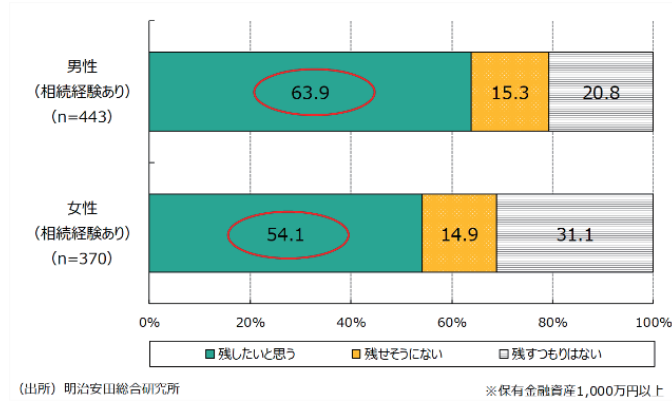
補論 1 図表 1
相続経験の有無が相続動機 (残したいと思う) に及ぼす影響
保有金融資産 1,000 万円以上の世帯



さらに保有金融資産 1000 万円以上の相続経験ありのグループに限って男女別にみると、
補論 1 図表 2 で男性の方がより遺産動機が強い傾向が示された。

補論 1 図表 2

男女別相続経験の有無が相続動機に及ぼす影響 保有金融資産 1,000 万円以上

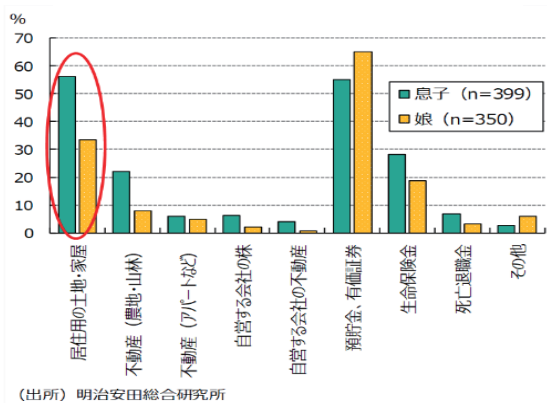


5.2 一次相続・二次相続にみる遺産の流れ (父先死亡を例に)

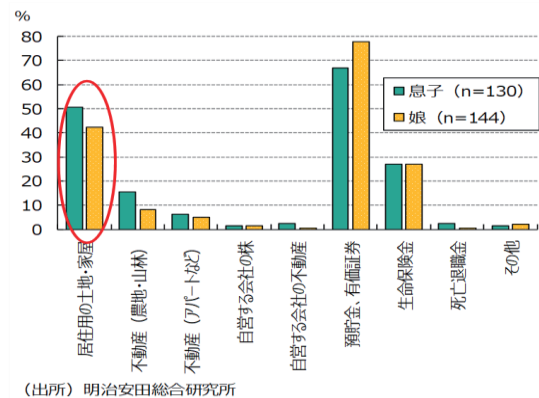
図表 3 は一次相続で父親が死亡 (相続発生)、母親は健在と回答したサンプルの結果である、父親から資産として受け取ったものとして不動産を挙げる割合は、息子と娘で差が示された。

一方図表 4 に示した父親の相続発生後、母親の相続が発生したサンプルで集計し二次相続 (母親から) では、資産として受け取った不動産割合の男女差は縮小した。

補論 1 図表 3 父からの遺産
1次相続 (父先死亡、母健在)



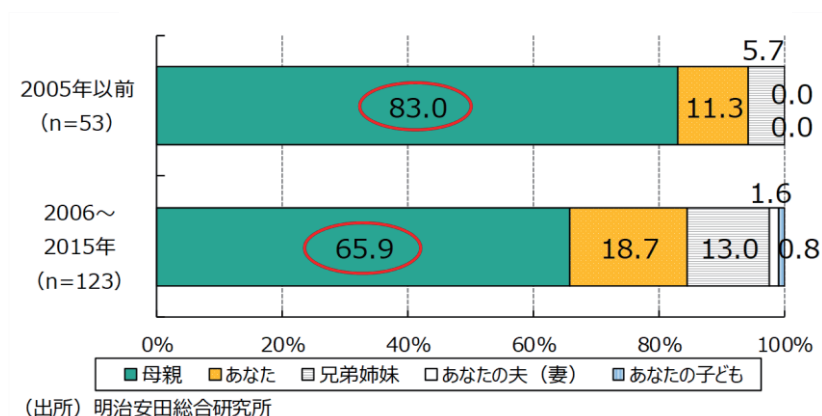
補論 1 図表 4 母からの遺産
2次相続 (父先死亡 母死亡)



5.3 相続の発生時期による変化

補論1 図表5で相続発生時期別にみると、2006～2015年のグループでは、2005年以前と比べ「母親」の割合が低下し、「あなた」や「兄弟姉妹」の割合が上昇している。一次相続においては、世代内資産移転父から母（夫から妻へ）が主流であるものの、二次相続を意識した世代間資産移転（父親から子へ）が進展している可能性がある。

補論1 図表5 相続発生時期別遺産の流れ
第1次相続で父先死亡



以上の明治安田総合研究所による2015年調査の再集計からは、相続経験と相続意向には関連が示され、相続経験がある男女は、自らが得た財産を次世代へ継承したい意識があり、男性にその傾向が強く読み取れた点はゆうちょ財団調査分析と同様の結果である。

特徴的な点として世代間移転（親子）と世代内移転（夫婦）の順番は留意を要することが示唆された。

父母の死亡順番に注目したところ、第1次相続・第2次相続での資産の流れが異なること。また第1次相続の父から母への世代内（夫婦）での資産移転内容に時代的な変化がみられる点など、今後注意深くその変化を確認することが求められている。

6 女性農業者の相続・資産形成と家族経営協定【補論2】

6.1 家族経営協定に関するヒアリング調査

ヒアリング調査対象

五條満芳（東京農業大学）

岩崎由美子（福島大学）

契約という感覚は日本の家族とくに農家では水臭く馴染まないといわれてきた。「家業としての農業」から「経営としての農業」へ発展させるために「父子協業経営」「親子契約」などとも呼び名をかえ、「家族経営協定」を農家に定着させる努力が農業委員会や生活改善の普及指導センターやJAなど各地域で長年なされてきた。

天野寛子（2001）は「生活改善の初期から、農家生活について家族で『民主的に話し合うこと』が可能になることは、最大の課題であり、悲願でもあった」そして「女性の自立が当然の時代になっていてなお、かなり積極的な農家でさえも『話し合いができていない』という問題をもちつづけている。・年間200～250日あるいはそれ以上も農業労働に従事しながら、農業労働報酬に関して、程度の差はあっても①青色申告のための形式的報酬はあっても実質的な報酬はなく②家計から必要なものは買えるが自分のまったく自由に使える、あるいは積み立てていくような報酬もなく③小遣いもない、あるいはあっても夫と比較すると金額が著しく少なく、差別された状態におかれている事実がある。さらにこの延長線上に、妻名義の土地はほとんどなく、蓄積された資産もまたごくわずかであり積極的な自身の生活設計を実現する可能性をなくしてしまう状況も存在する。（天野2001）

「話し合いができない」家族の問題は農家に限ったことではなく、都市部の家族にもより深刻な状況である。家族間で話し合いをして生活設計をすることは高齢者の認知能力の問題が発生してからでは間に合わず、認知症の高齢者対応においてより切実な問題となっている。家族での話し合いを進めることでどのような積極的な生活設計を実現する可能性をもつのかを、家族経営協定を事例として検討した。

女性農業者の資産形成や相続・事業承継に係る家族経営協定について、専門家に対しヒアリング調査を行った。調査対象は、政府の男女共同参画基本計画策定に内閣府・男女共同参画会議専門委員として関わった岩崎由美子氏と五條満芳氏の2名である。

【ヒアリング調査テーマ：女性農業者の資産形成・事業承継と家族経営協定】

実施日時

岩崎由美子（福島大学）2024年6月15日 日本農業法学会会場早稲田大学法学部8号館

五條満芳（東京農業大学）2024年6月19日 東京都世田谷区桜丘1-1 東京農業大学研究室

6.2 女性農業者と家族経営協定

戦後日本の自作農は経営と家計が一体化し、「所有、経営及び労働の三位一体」を特色に土地と労働力は経営主が統括する体制であり、農家の女性たちは、家族農業経営の維持や再生産に重要な役割を果たしているにもかかわらず、法的、社会的そして経済的地位を与えられない状況が続いてきた。

日本における女性施策は1975年の国際婦人年をはじめとする国際的圧力で制度化されたものが多いが、農山村女性に対する規定が盛り込まれたのは1991年新国内行動計画である。1992年農水省生活改善課が婦人・生活課に代わり、また同年農水省初の女性行動計画である政策文書「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン」が発表された。ビジョンで注目されるのは経済合理性のみに支配されない『生活の視点』の重要性を指摘した点が特色である。

『家族経営協定』をはじめて農村現場に広報したのは全国農業会議所がまとめた『農業

に就業する個人の立場と経営の確立を目指して』（全国農業会議所、1993年）である。家族経営協定のネーミングの提案者は利谷信義氏である。1996年には農業者年金法が改正され農地名義を有しない場合でも、家族経営協定を通じて経営者の一員としての地位を明確にした妻に加入の途が開かれた。その検討過程において「女性農業者」という呼称が政策文書で使われるようになった。（岩崎 2005、五條 2016）

基幹的農業従事者とは15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。農林水産省「令和5年農業構造動態調査」（調査期日：令和5年2月1日）によれば女性451.9千人 男性711.5千人 全体の基幹的農業従事者の38.8%が女性である。ただ、基幹的農業従事者の男女比は平成22年では女性の比率44.0%であったものが、38.8%に減少している。

6.3 家族経営協定の可能性

家族経営協定締結農家数は2023年3月31日現在の締結農家数は全国で60,020戸となり、前年（2022年3月31日現在）に比べ505戸（0.8%）増加した。なお、令和4年度中の新規の締結農家数は1,611戸であった。

令和4年度中に締結された家族経営協定の協定書に盛り込まれる取決め内容は各自で設定できるが、「労働時間・休日」（95.5%）、「農業経営の方針決定」（93.7%）、「農業面の役割分担（作業分担、簿記記帳等）」（87.7%）、「労働報酬（日給・月給）」（79.3%）など。家族経営協定の締結数が多い都道府県は、北海道5,351、栃木4,013 熊本3,878 長野3,233、茨城2,995 福岡2,622 長崎2,383である。

五條満芳が2005年5月「のうねん」に掲載した「茶農家女性が協定を生かし固定資産を形成」した事例を紹介する。京都のKさんは1985年夫の父から茶の経営改善を委ねられ、経営分析を行うことになり夫の両親とともに四者で家族経営協定をむすんだ。Kさんが協定を結んだ折には、同一地区内で19戸の茶農家が同時に締結をおこなった。Kさんは自己名義の固定資産の形成を目的として協定を通じて確保された報酬から毎月積み立てを行い、その資金をもとに地元を離れた人から山林と畑に分けられる土地と風情のある造りの家屋を購入した。父母が農作業から完全にリタイアしたのを契機に、夫妻の二者協定として介護にかんする項目も盛り込んだ。Kさんは家族経営協定が有効に使われ固定資産取得につながった例である。

女性農業者家族経営協定を用いて固定資産を得た事例はまだ多くないが出てきている。令和4年度中に締結した協定の締結理由として、「親世代からの経営継承のため（経営主の世代交代）」（25.5%）、「新規就農」（17.6%）と親世代からの経営継承を意識した家族経営協定締結が多くなっている点は注目される。

6.4 相続と well - being : 共同選択的共有資産意識

先行研究で示したように天野寛子は家族で『民主的に話し合うこと』が生活の質 well - being につながるとしてケイパビリティ・アプローチに注目している。

岩崎（2005）は「農業経営権に関する領域への女性の参画に、家族経営協定が果たした役割は大きい」とする。家族経営協定締結農家を対象としたアンケート調査結果（女性・生活協会）では締結後の変化に「家族での話し合いの機会が増えた」（39.5%）があがる。

日本の夫婦財産制は別産制である。広渡清吾は別産制をとる夫婦財産制について、性別役割分業を当然のものとして前提しながら成立する家父長的共同性と平等なパートナーシップにたつて場合によっては自覚的なルールによって分業的な体制をとる夫婦間の共同性があるとする。女性農業者にみられる共同選択的共有資産意識は、自覚的なルールによって形成される要素が多いと考えられる。

家父長的共同性とパートナーシップ型共同性の違いは、話し合うこと＝対話があることではないか。ケイパビリティの視点から検討し「本人（相続人・被相続人）が利用できる生活資源」と「本人（相続人・被相続人）の資源利用能力」の組み合わせの社会的条件を

高める相続ケイパビリティの論点整理が求められている。

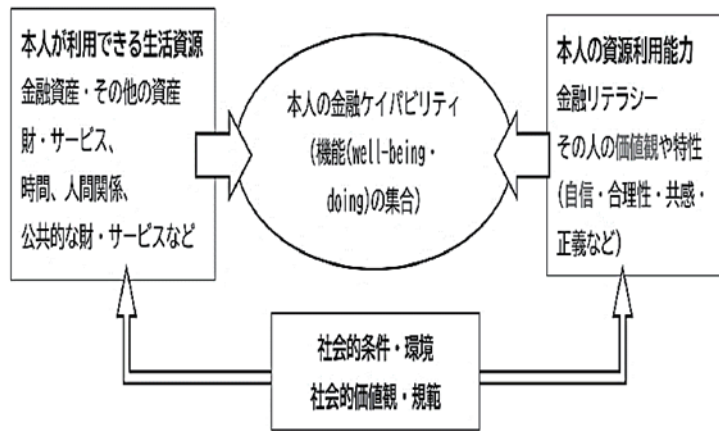
7.今後の課題：相続ケイパビリティ 試論

相続の個人別化が進んできた。親世代の財産が一つの世代財産として老後の介護や扶養とセットになって子世代に継承されてきた状態から、夫婦それぞれの個人財産として子や孫に個別に移転する状態に変化してきたことが示されている。暗黙の了解や相続経験ではスムーズな相続ができにくい状態である。

長寿化の進行にともない、世代間資産移転（親から子、祖父母から孫）と、世代内資産移転（夫から妻）という資産移転の組み合わせが変わり、注目されるのは第1次相続、その後第2次相続など、資産移転のタイミングである。本研究では検討できなかったが大学生など若い世代が、祖父母から生前贈与をうけるケースも増えてきた。

相続の特徴は、遺産を渡す側と遺産を受け取る側の立場・状況が異なることであり、双方の理解・情報交換がなければ、well-being につながらない。また遺産を渡す側の認知能力の問題をどのように評価するかも問われている。家族経営協定のように、祖父母や親と家族での何らかの話し合いがされ、ホームロイヤー的な存在からのアドバイスがあり、ライフステージの各段階で結び直すことが、資産を渡す側も受け取る側の、well-being につながり、高齢者の認知症をサポートするセーフティネット形成に寄与する可能性がある。金融経済教育推進機構において相続・遺言・終活などが取り上げられる予定である。

試論 1 図表 1 ケイパビリティ・アプローチによる生活・社会の評価



(出所) (石田 2014) を上村・増田加筆修正

個人の特性が活かされる生活設計・相続にむけて家族がどの段階でどのような基準で話し合いをすることが有効なのか、個人の性格や動機、心理、自信なども結びつき、当事者意識の醸成と同時に社会全体で資源利用能力など、相続ケイパビリティを整えることが課題となってきた。今回家族経営協定をヒントに 話し合いをキーワードに試論として相続ケイパビリティを提示したが、アイデアの段階であり課題は多い。

金融資産・不動産に限らず、親から子、祖父母から孫への世代間資産移転により、社会全体ではさまざまな格差が拡大する可能性が高い。社会保障などの制度改革により高齢者の家計がゆとりを持たなくなった場合、相続を含む生活政策や世代間関係は変更を余儀なくされると予測される。生活政策と高齢者個人の生活設計を調整する政策評価指標の検討も今後の課題であろう。

注1) 第二次大戦後の民法における家族法と相続法の改正は、戦後改革の最重要なものの一つであったが、法社会学者の利谷信義、原田純孝、水野紀子らがその相続法改正はつぎのように大きな制度的不備・欠陥を残していたと指摘する。

日本の明治民法(第4編・第5編は明治31 = 1898年公布)は、「第5編 相続」の第1章に「家督相続」の制度を設けるとともに、第2章に「遺産相続」の制度を置いた。明治民法下の相続の中心・最重要な部分は、戸主の死亡に伴う家督相続であったが、戸主以外の者の死亡は、フランス相続法に倣った遺産相続を行うものとした。男女の別を問わない諸子均分・諸子平等の原則やその平等要請の実現を担保する遺留分制度もおかれた。

戦後の民法改正は、「家」制度と家督相続制度を廃止し明治民法の遺産相続に関する規定を国民一般についての相続制度として定め直した。重要な意味を持つ改正点は、配偶者の相続権を認めたこと(子と配偶者の法定相続分は、配偶者3分の1のちに2分の1)と、現行民法909条但書の規定を追加したが、「家」制度と家督相続制度を廃止した以外、基本的には明治民法の内容がそのまま引き継がれている。民法の相続法から家督相続制度を削除しただけの改正は、「引き算の改正」とも評された。

明治民法制定時には重要性がなかったが故に、あまり吟味されることもなく継受されていた遺産相続の規定が、その後すべての相続を規律することになった。本来ならば、相続財産の清算を伴う遺産分割手続をきちんと構築すべきであったが、各共同相続人の権利を尊重し、その実現を図ることについても、また、それを前提としながら遺産分割を短期間に終わらせるようにすることについても、特段の配慮や工夫が加えられなかった。

注2) 諸外国の相続税制が、遺産取得税方式か、遺産税方式が多い状況であるのに、日本においては「法定相続分課税方式による遺産取得税方式」をとっている。法定相続分課税方式とは①課税遺産総額を法定相続分どおりに取得したものと仮定して、それに税率を適用して各法定相続人別に税額を計算。② ①の税額を合計したものが相続税の総額とする。③ ②の相続税の総額を、各相続人、受遺者及び相続時精算課税を適用した人が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じて按分。三木義一氏によれば、こうすれば、単独相続にしようが、均等に分割しようが相続税の総額自体は変わらないことになるので、1958年に農家や中小企業の単独相続を不利にしないために採用された制度と言われる。(三木義一 1999「相続法と家族」利谷信義編『現代家族法学』法律文化社 p249)

注3) フランスにおいては、ホームローヤーとしての公証人の役割が、依頼者の意思を確認し、それを公平に書面化してその証書に公署証書としての性格を与える(第1の職務)だけでなく、依頼者に対してその権利義務の内容と範囲を認識させつつ、公平な助言を与える「助言者」としての義務=助言義務をも担うもの(第2職務)と位置づけられている。(原田純孝) また、ドイツにおいても、ホームローヤー公証人の位置づけや役割は重要であるが、日本では滅却されていた。(広渡清吾)

注4) 田中由美子 2016『「近代化」は女性の地位をどう変えたか』新評論はタンザニア農村の女性と土地権をめぐる変遷を丁寧な実証研究から明らかにしている。農村女性の土地使用(アクセス)と土地所有(コントロール)の差異、自己名義での土地登録が女性の土地に関わる諸権利が保障あるいは促進されるのであろうかという疑問。農村女性にとってどのような土地所有の形態が、女性の立場の変化、機会や選択の幅を拡大し、「価値あることと思う」ことの実現につながっているか、土地の所有・管理・相続の選択と社会的受容の変化が整理されている。

【参考文献】

- 朝日譲治, 1997, 「生活のゆたかさを測る一さまざまな尺度」『生活経済学入門』東洋経済新報社, pp. 25-48.
- 天野寛子, 2001, 『戦後日本の女性農業者の地位一男女平等の生活文化の創造へ』ドメス出版.
- 天野寛子・粕谷美砂子, 2008, 『男女共同参画時代の女性農業者と家族』ドメス出版.
- 石田好江, 2014, 「生活経営学におけるケイパビリティ・アプローチの可能性」一般社団法人日本家政学会生活経営学部会『生活経営学研究』43, pp. 16-22.
- 岩崎由美子, 2005, 「家族農業経営における女性の地位一生産と生活の視点から」日本農業法学会『農業法研究』40, pp. 7-22.
- 上村協子, 1989, 「相続の流れと相続を規定する要因」経済政策研究所『相続の実態と影響に関する調査研究』.
- , 1990, 「相続の意義と構造」生活経済学会『生活経済学会会報』6巻, pp. 131-142.
- , 1998, 「「とき」と「土地」と「女性の財産」」東京女性財団『財産・共同性・ジェンダー』, pp. 61-120.
- , 1999, 「継承の論理から移転の論理へ一家計財産清算のルール」日本法社会学会『法社会学』, 第51号, pp. 212-216.
- , 2001, 「法律と自己決定」御船美智子・上村協子『現代社会の生活経営』光生館, pp. 31-48.
- , 2002, 「総合的生活設計と生活主体」一般社団法人日本家政学会家庭経済学部会『多様化するライフスタイルと家計』建帛社, pp. 239-248.
- , 2005, 「相続・贈与による個人業績の精算一家庭内資産移転と女性の財産一」独立行政法人国民生活センター『国民生活研究』45巻1号, pp. 37-50.
- , 2019, 「貯める・遺す」吉野直行監修 上村協子・藤野次雄・重川純子編集『生活者の金融リテラシー ライフプランとマネーマネジメント』朝倉書店, pp.77-88.
- 大風薫, 2017, 「親支援役割と経済資源が中年期未婚女性の幸福度に与える影響一未婚の継続期間中に見る変化一」一般社団法人日本家政学会生活経営学部会『生活経営学研究』52, pp. 30-38.
- 北村行伸, 2018, 「世代間資産移転と相続税」岩波書店『経済研究』, 69(3), pp.206-226.
- 木村彩月, 2024, 明治安田総合研究所 第40回生活経済学会テーマ別分科会報告資料.
- 五條満義, 2003, 『家族経営協定の展開』筑波書房.
- , 2010, 『家族経営協定 最前線』全国農業会議所.
- , 2019, 「農村女性起業による地域社会貢献の多面的展開」全国農業会議所『農政調査時報』582, 2019.秋, pp. 10-14.
- 重川純子・山本咲子, 2020, 「ケイパビリティ・アプローチ」一般社団法人日本家政学会生活経営学部会編『持続可能な社会をつくる生活経営学』朝倉書店, pp. 96 - 107.
- 鈴木征男, 2007, 「高齢者の遺産相続に関する調査研究一相続経験と子どもへの遺産相続方法一」第一生命経済研究所『Life Design Report』2007.1-2, pp. 4-15.
- 田中由美子, 2016, 『「近代化」は女性の地位をどう変えたか』新評論.
- 東京女性財団, 1997, 『妻と夫の財産一女性と財産に関する研究調査報告書』.
- , 1998, 『財産・共同性・ジェンダー 一女性と財産に関する研究』.
- 利谷信義, 1989, 「家族協定=親子契約研究の展開過程と問題点」親子契約研究会・利谷信義編『親子契約の研究』, pp.1 - 24.
- 野口悠紀雄, 2016, 「日本社会における相続はどのように変化しているか」『生活福祉研究』, 通巻91号, February, pp. 22-24.

- 原田純孝, 2019, 「所有者不明土地と日本民法相続法の問題点(上) 登記制度も含め、フランス民法典相続法との対比の中での検討」一般財団法人土地総合研究所『土地総合研究』, 2019年秋号, p. 73.
- 広渡清吾, 1998, 「夫婦の財産をめぐる法制度と社会関係—共同性と個人性の関わり」東京女性財団『財産・共同性・ジェンダー』, pp. 121 - 189.
- 三木義一, 1999, 「相続法と家族」利谷信義編『現代家族法学』法律文化社, pp. 231-249.
- 水野紀子, 2024, 「日本法における財産移転の構造的課題：相続法を中心として」ゆうちょ財団編『個人金融』, 18 (4), pp. 41-49.
- 御船美智子, 1998, 「女性と財産の距離と家族共同性—妻と夫の財産をめぐる構造とジェンダーバイアス」東京女性財団『財産・共同性・ジェンダー』, pp. 1-60.
- 村上あかね, 2006, 「相続期待と援助意向、家計からみた世代間関係」公益財団法人家計経済研究所『家計経済研究』72, pp. 12-20.
- 明治安田生活福祉研究所, 2015, 「女性の相続と財産に関する調査結果概要」(https://www.myri.co.jp/research/report/2015_02.php, 取得日：2023年10月1日).

- Bengtson V. L. & R. L. Roberts, 1991, "Intergenerational Solidarity in Aging Families: An Example of Formal Theory Construction," *Journal of Marriage and the Family*, 53, 856-870.
- Blood, R.O., & Wolfe, D. M., 1960, *Husbands & Wives: The Dynamics of married living*, Glencoe, IL: Free Press.
- Eggebeen, D. J., 1992, "Family structure and intergenerational exchanges," *Research on Aging*, 14, 427-447.
- Fingerman, K, L. Miller, K. Birditt, & S. Zarit, 2009, "Giving to the good and the needy: Parental support of grown children," *Journal of Marriage and Family*, 71, 1220-1233.
- Ho, C., 2022, "Strategic parent meets detached child? Parental intended bequest division and support from children," *Demography*, 59(4), 1353-1376.
- Jian, Q., Li, X., & Feldman, M., 2015, "Bequest motives of older people in rural China: From the perspective of intergenerational support," *European Journal of Ageing*, 12(2), 141-151.
- Kim, D., & Lim-Soh, J., 2023, "Between-sibling inequality in inheritances: Intergenerational support and patrilineality in South Korea," *Journal of Marriage and Family*, 1-19.
- Rossi, A. S. & P. H. Rossi, 1990, *Of Human Bonding: Parent-Child Relations across the Life Course*, Aldine De Gruyter.
- Remle R. C., 2012, "The midlife financial squeeze: Intergenerational transfers of financial resources within aging families," R. A. Sttersten & J. L. Angel eds, *Handbook of Sociology of Aging*, New York Springer, 179-192.

謝辞

本研究は、一般財団法人ゆうちょ財団から家計研究助成を受け、あわせて同財団「第5回 家計と貯蓄に関する調査」(2022年11月～2023年1月実施)の個別データの提供をうけて実施した。

研究内容は、生活経済学会関西部会 2023年12月9日大風薫・上村協子「次世代への相続意向と相続経験の関係—ジェンダー視点から」、生活経済学会東北部会 2023年12月10日上村協子「『〈老いがい〉の時代』の生活者」として報告した。貴重なご意見を下さった各位に感謝をする。

生活経済学会第40回研究大会テーマ別分科会「生活者の金融ウェルビーイングをめざして 生活経済学会賛助会員との連携」2024年6月30日のゆうちょ財団報告において、本報告について一般財団法人ゆうちょ財団 宮下恵子氏にご紹介をいただいた。

明治安田総合研究所 木村彩月氏には『女性と相続 2015(明治安田生活福祉研究所)』の調査結果を、特別に再集計し生活経済学会 2024年6月30日第40回研究大会テーマ別分科会において報告いただいた。再集計結果を本報告書に掲載することをご許可いただいた明治安田総合研究所の森本律子社長、ご協力くださった木次浩二氏、研究所メンバー各位に感謝を申し上げる。

家族経営協定について、岩崎由美子氏(福島大学)に2024年6月15日、五條満義氏(東京農業大学)に2024年6月19日のご多用のなかヒアリング調査に応じてくださり、お二人には多くの貴重な資料をご提示いただき示唆を頂いた。両先生から丁寧なご教示を頂いたことに心より御礼申し上げる。